

議会運営委員会会議録

平成20年2月13日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:04

○ 委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

平成20年第1回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。先ず、平成19年度関係議案の説明を求めます。

○ 財政課長

補正予算関連の議案の説明をさせていただきます。議案番号第1号及び2号について説明させていただきます。資料の平成19年度一般会計・特別会計補正予算資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載しておりますように、国、県の補助事業の確定等に伴う変更と今後の所要額を見込んで補正するものでございます。一般会計で1,014万3千円と介護保険の介護保険事業勘定で315万円の追加をするものでございます。2ページをお願いいたします。一般会計から主なものについて説明させていただきます。歳入の国庫支出金等は、それぞれ新たに補助等が認められたものでございます。繰入金の財政調整基金の減額で、財源の調整を行っております。歳出の総務費の弁護士謝礼金は、旧穎田町入会権確認等請求訴訟における弁護士着手金であります。教育費で、20年度の特別支援学級の受け入れ準備のため、教材備品等の経費を計上いたしております。繰越明許費補正でございしますが、有井三区排水ポンプ場改築工事につきまして、県事業の進捗が遅れたことに伴い、年度内の完了が見込めませんので繰越明許費を設定するものでございます。次に、債務負担行為の補正でございしますが、外国人講師委託料につきまして、20年度の業者選考を提案によるプロポーザル方式で行うために一定の期間が必要となることから債務負担を設定するものでございます。公有財産購入費の土地開発公社委託分3件につきましては、事業の進捗状況により、年度割の変更を、また、農業制度資金利子補給金につきましては、貸付期間の決定により、期間の変更をいたすものであります。つぎに介護保険特別会計でございしますが、保険料の激減緩和措置等の制度改正に伴い国の補助金を活用して介護保険システムの改造を行うものでございます。

以上簡単でございしますが、専決処分によります補正予算の説明を終わります。

○ 総務課長

平成19年度関係の予算以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております議案概要で、説明させていただきます。「議案第3号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、市長、副市長等の給料に対する減額措置を1年間延長するものでございます。「議案第4号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、名古屋事務所の開設に伴い、配属される職員に対する手当を、国家公務員の給与の規定に準じて整備するもので、単身赴任手当を創設し、住居手当の改定を行うものでございます。「議案第5号 飯塚市保育の実施に関する条例及び飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例」につきましては、学校教育法の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。「議案第6号 飯塚地区消防組合規約の変更」につきましては、消防組合の執行機関のうち副組合長を1人から2人にすることに伴い、組合規約の関係規定を整備するものでございます。議案第7号、第8号の「市道路線の廃止、認定」

につきましては、明星寺川河川改修等に伴い6路線を廃止し、国道201号バイパス整備等に伴い24路線を認定するものでございます。

○ 委員長

次に、平成20年度関係議案の説明を求めます。

○ 財政課長

議案番号9号から26号までの予算関連議案の概要について説明いたします。配布いたしております平成20年度予算資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。予算額につきましては、一般会計は、541億円、特別会計は、13会計で505億3,873万1千円、企業会計は、4会計で79億8,743万7千円、合計で1,126億2,616万8千円、前年度と比較いたしまして、92億9,051万1千円、7.6%の減となっております。一般会計では、6億2,000万円、1.2%の増となっておりますが、後ほど資料にて説明させていただきます。国民健康保険特別会計は、約10億1,800万円の減となっておりますが、減の主なものは、後期高齢者医療制度の開始により後期高齢者医療制度への移行によるものでございます。老人保健特別会計につきましても、後期高齢者医療制度への移行によりまして、医療給付費の1ヶ月分をベースにした予算編成となりますので、約111億7,500万円の減となっております。後期高齢者医療特別会計は、本年度より新設いたすものでございます。工業用地造成事業特別会計は、本年度からの工事費計上のため約8億5,400万円の増となっております。企業会計の水道事業会計及び下水道事業会計は、政府系資金の繰上償還により増額となっております。

25ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳入を款別に19年度と比較したものでございます。増減の主なものについて説明いたします。市税は、19年度の実績を参考に3億9,700万円を増額いたしております。地方交付税は、19年度の交付額を参考に計上いたしておりますが、1億円の減となっております。国庫支出金の増の主なものは、公営住宅建設や小中学校整備事業費の増によるものです。県支出金の減の主なものは、明星寺川流域下水道事業委託金の減によるものです。繰入金は、財政調整基金、土地開発基金の減等により、約8億3,800万円の減となっております。市債は、保育所、公営住宅、小中学校等の整備に伴いまして、12億6,500万円の増となっております。

27ページをお願いいたします。この表は、歳出を款別に前年度と比較したものでございます。増減の主なものについて説明いたします。総務費の減は、地域振興費のうち企業誘致、新産業育成事業等の商工費への組み換えや人件費の減等によるものです。民生費の増の主なものは、穎田保育所の新築工事によるものです。農林水産業費の減は、強い農業づくり事業費補助金及び防衛施設周辺障害防止事業の廃止等によるものです。土木費の増減の主なものは、住宅建設事業の増、流域下水道事業の減などによるものです。教育費の増は、小、中学校整備及び健康の森公園多目的施設整備等によるものです。公債費の増は、合併特例債及び臨時財政対策債の元金償還の増によるものです。諸支出金の減は、土地開発基金からの土地買戻しの減によるものです。

2ページをお願いいたします。予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。その中の主なものについて説明いたします。まず、歳入でございますが、市税は、19年度の実績を参考に総額で139億1,383万1千円を計上いたしております。地方交付税は、普通交付税を133億円、特別交付税を17億円計上いたしております。3ページをお願いいたします。繰入金の財政調整基金で財源の調整を行っていますが、18億6,420万7千円を計上いたしております。諸収入で穎田病院の打ち切り決算に伴います未収金8,327万3千円を計上いたしております。なお、歳出で、未払金5,240万5千円を計上いたしております。文化会館につきましては、本年度の自主運営に伴い自主事業収入を計上いたし

ております。市債につきましては、総額で36億5,860万円を計上いたしておりますが、そのうち15億8,920万円は、合併特例債を充当するようにしております。次に、歳出でございますが、4ページをお願いいたします。人件費につきましては、一般会計、特別会計合わせまして92億1,902万9千円を計上いたしております。なお、特別職につきましては、別途条例も提案させていただきますが、市長10%、副市長、教育長5%の削減を1年間延長しております。地域手当につきましては、平成19年12月より廃止いたしております。企画費の地域公共交通構築事業は、法定協議会を設立し、コミュニティバス運行の事業計画を策定し、21年度からの運行を予定いたしております。5ページをお願いいたします。電算管理費の電算システム適正化コンサルタント委託料は、次期リプレースに向けて、現状の分析を行い、適正な電算システムを構築しようとするものです。民生費の社会福祉総務費の中国残留邦人支援対策事業は、本年度より新たに設けられた制度で、自立支援に対するものと給付費支給となっております。高齢者福祉費の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委託料は、21年度から23年度までの第4次事業計画を策定するものです。6ページをお願いいたします。後期高齢者医療療養給付費負担金は、平成20年4月から制度改正により、県の広域連合へ負担するものです。はり、きゅう施術費給付費は、国保会計で実施いたしておりましたが、後期高齢者医療制度により、後期高齢者が対象外となりますことから、一般施策で新たに実施しようとするものです。7ページをお願いいたします。児童福祉総務費の乳幼児医療費につきましては、19年度は、5才未満まで無料化を引き上げておりましたが、20年度につきましては、更に就学前まで引き上げるようにしております。子育て支援を充実させるため、母子父子福祉費で母子家庭等日常生活支援事業、青少年対策費で、ファミリーサポートセンター事業、次ページの子育て短期支援事業、産前・産後生活支援事業の委託料を新規に計上いたしております。7ページの保育所費では、子育て支援センターを颯田第一保育所内に新たに開設するようにしております。また、颯田保育所新築事業にかかる経費を計上いたしております。青少年対策費の次世代育成支援行動計画(後期)ニーズ調査委託料は、平成21年度策定予定の後期計画のための調査であります。8ページをお願いいたします。生活保護につきましては、微増傾向が続いており、扶助費を92億2,511万2千円を計上いたしております。衛生費の健康づくり推進費で、妊婦健康診査委託料の公費負担を2回から5回に拡充しております。上水道費の水道事業会計補助金で合併特例債を活用して浄水場整備等に対し事業費の50%を出資するにいたしております。病院費で飯塚市立病院事業会計補助金を交付税の算定を基礎に1億3,793万6千円を計上いたしております。9ページをお願いいたします。労働費の旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業で、三軒屋～工業団地線道路新設工事を4工区に分けて実施するようにしております。ワンストップサービスセンターe-ZUKA運営委託料は、県と共同で、市民交流プラザに若年者を対象にした就職相談窓口を設置するものでございます。10ページをお願いいたします。農林水産業費の林業振興費の荒廃森林再生事業委託料は、森林環境税を活用して、荒廃した私有林2,000haを10年計画で再生しようとするものです。商工費の商工業振興費で企業誘致を促進するため名古屋事務所設置の経費を計上いたしております。商店街活性化がんばろう会補助金は、天道商店街で県の補助金を活用して行う、活性化のためのソフト事業に対して補助するものでございます。11ページをお願いいたします。企業立地促進補助金は、新要綱を定めておりますが、本年度は全体で4,681万8千円を計上いたしております。観光費で、旧伊藤伝右衛門邸運営費を880万2千円を計上いたしておりますが、集客を図るため女流王位戦等のイベントを計画しております。飯塚観光協会補助金につきましては、協会の組織体制を強化するために事業運営費の増額いたしております。土木費の道路橋りょう費で小峠・東光線道路改良事業費等、また、県営事業費負担金として飯塚徳波線等の負担金を計上いたしております。12ページをお願いいたします。街路事業費で、水害対

策の一環として取り組んでおります芳雄橋、飯塚橋の架け替え事業の県負担金を計上いたしております。公園事業費で、遠賀川、穂波川もぐり橋設置、勝盛公園改良工事を計上いたしております。住宅建設につきましては、市営住宅ストック総合活用計画に基づき事業を進めておりますが、本年度は、川島公営住宅建替え事業、弁分公営住宅建替工事等を実施するようになっています。13ページをお願いいたします。消防費の災害対策費の防災行政無線設備設置調査設計委託料は、21年度にかけて市内全域に同報系の防災無線を整備しようとするもので、債務負担行為で工事費を5億6,400万円計上いたしております。教育費の小学校振興費で、小学校の1学年から3学年までを35人学級にするために、11人分の臨時教員の経費を計上いたしております。また、外国人児童教育支援事業として、片島小学校を拠点として、外国人及び帰国児童が安心して学び通学できる環境の整備を行うようにしております。小学校整備費で頼田小学校、庄内小学校及び上穂波小学校の21年度以降の工事のために調査委託料を計上いたしております。14ページをお願いいたします。工事では、伊岐須小学校大規模改造工事、各小学校図書室等空調設備設置工事につきまして合併特例債を活用して整備するものであります。中学校整備費で頼田中学校及び穂波西中学校の21年度以降の工事のために調査委託料を計上いたしております。また、工事では、飯塚第一中学校大規模改造工事、各中学校図書室等空調設備設置工事につきまして合併特例債を活用して整備するものであります。図書館費で本年度より実施いたします市立図書館3館の指定管理委託料を計上いたしておりますが、ブックスタート事業も併せて実施するようになっています。15ページをお願いいたします。文化財保護費の旧伊藤伝右衛門邸庭園保存整備調査設計委託料は、まちづくり交付金を活用して、名勝指定を目指し実施するものでございます。鹿毛馬神籠石敷買上げ事業は、国の補助事業で年次的に取り組んでいるものでございます。文化会館につきましては、本年度は直営で運営するようになっています。体育施設管理費の健康の森公園多目的施設建設事業は、目尾地域振興基本計画に基づき、実施するものです。繰越明許費は、弁分公営住宅建替工事から健康の森公園多目的施設建設工事までの4件につきまして、工期の都合で年度内の完了が見込めませんので設定するものでございます。債務負担行為でございますが、行政評価制度導入支援業務委託料等につきまして、債務が後年度にまたがりますので設定するものでございます。16ページをお願いいたします。続きまして、特別会計の主なものについて説明をいたします。国民健康保険特別会計でございますが、歳入の保険税につきましては、20年度の医療制度改革により、後期高齢者分が減額となり、前年度比10億5,842万6千円減となっております。歳出の特定健康診査等事業費につきましては、本年度より保険者が実施するようになったものです。老人保健特別会計につきましては、後期高齢者医療制度への移行に伴い、1ヶ月をベースにした予算編成になっております。18ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計につきましては、医療制度の改正で本年度新たに設置するものであります。内容といたしましては、75歳以上の被保険者から保険料を市が徴収し、また、事務費及び保健基盤安定負担金を一般会計から繰入を行い、それぞれ同額を、県の広域連合に納付するようになっております。19ページをお願いいたします。小型自動車競走事業特別会計でございますが、18年度から20年度にかけて収支改善計画に取り組んでおりますが、内容といたしましては、日本小型自動車振興会交付金の一部について支払いの延伸を行い、その財源を収支改善策に充当するものでございます。本年度は5億3,010万円を見込み、CSシアター大型映像装置修繕、中央食堂改修、自動発券機設置等を実施するようになっています。本年度のレースにつきましては、平常開催レース85日を予定し、ダイヤモンドレース、プレミアカップにつきましては、ナイターで実施するよう計画いたしております。21ページをお願いいたします。工業団地造成事業特別会計につきましては、地方債を活用し、本年度から来年度にかけて造成を行い、22年度からの分譲を予定しております。

以上で、当初予算の一般会計、特別会計の説明を終わります。

○ 上下水道局総務課長

22ページをお願いいたします。水道事業会計予算でございますが、予算第3条の収益的収入で、21億1,759万6千円を計上いたしております。このうち給水収益につきましては、19億9,908万5千円であります。次に、収益的支出でございますが、21億8,117万円を計上いたしております。内容につきましては、省略させていただきます。なお、収益的収支における損益計算につきましては、当年度純損失として、9,302万6千円を予定しております。次に、予算第4条の資本的収入でございますが、2億1,943万8千円を計上いたしておりますが、これは支出の改良事業費等の財源といたしまして、企業債及び出資金などを計上したものであります。資本的支出につきましては、14億6,912万4千円を計上いたしております。その内訳といたしまして、改良事業費の4億7,080万円は高雄排水池水位計改良工事他16件の工事費によるもの、新築事業費の1億194万円は、幸袋本町2号線排水管布設替及び排水枝管布設替他7件の工事費によるもの、また第8期拡張事業費の4,280万円は、颯田病院前200号バイパス横断排水管布設工事他2件の工事によるものであります。企業債償還金7億1,730万8千円のうち繰上償還金につきましては、4億1,320万8千円であります。続きまして産炭地域小水系用水道事業会計でございますが、収益的収入では、2,261万7千円を、収益的支出では、4,130万円を計上いたしております。内容につきましては、省略させていただきます。23ページをお願いいたします。下水道事業会計予算についてご説明いたします。予算第3条の収益的収入でございますが、13億505万7千円を計上いたしております。このうち主な収入であります下水道使用料は、8億5,894万6千円となっております。また、収益的支出につきましては、12億6,399万8千円を計上しております。内容につきましては、省略させていただきます。次に、予算第4条の資本的収入で、22億8,997万4千円を計上しておりますが、これは支出の建設改良費の財源といたしまして、企業債及び国庫補助金などを計上してあるものであります。またこのうち繰上償還に係る借換債につきましては、6億2,280万円であります。次に、資本的支出でございますが、28億8,635万8千円を計上いたしております。このうち施設整備費で桜ヶ丘団地14号線污水管渠布設工事他18件の工事費を施設改良費で終末処理場汚泥処理設備改築機械工事他7件の工事費を計上いたしております。企業債償還金11億4,177万5千円のうち繰上償還金につきましては、6億2,348万9千円あります。

以上、簡単ですが平成20年度企業会計予算の概要説明を終わります。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

市立病院事業会計予算の概要について、ご説明いたします。収益的収支は、1億4,299万7千円でございます。収益的収入の医業収益他会計負担金は、交付税に参入されます病床数250床分、1億2,375万円と救急病院分としての1,265万円、合わせまして1億3,640万円が一般会計からの負担金でございます。医業外収益の他会計補助金は、病院事業債の償還に係ります交付税措置分、121万5千円が一般会計からの補助金でございます。その他の負担金等としましては、病院事業債及び合併特例債の元利償還金から交付税措置分を除きました償還金を指定管理者が負担いたしますので、その負担金としての476万6千円を計上しております。収益的収支の医業費用といたしましては、指定管理者の病院管理運営の交付金としまして、病床数250床及び救急病院に係ります交付税分の1億3,640万円、医業外費用としまして、病院事業債の支払利息等で659万7千円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 総務課長

次に、平成20年度関係の予算以外の議案について、ご説明いたします。再度、議案概要を

お願いいたします。2 ページをお願いいたします。「議案第 27 号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」につきましては、行財政改革に伴い、建設部と都市整備部を統合し、都市建設部を設置するものでございます。「議案第 28 号 飯塚市情報公開条例等の一部を改正する条例」につきましては、指定管理者が管理する公の施設に係る情報公開の推進、個人情報の保護を図るため、指定管理者の義務、実施機関の責務等を定めるものでございます。「議案第 29 号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、交通全般の安全対策を図るため、違法駐車等防止推進協議会と暴走族追放運動推進協議会を再編して、交通安全対策推進協議会を設置するものでございます。「議案第 30 号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、市立穎田病院、愛生苑の民間移譲に伴い、職員定数を 64 人減じて 1,163 人とするものでございます。「議案第 31 号 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、生産組合長の報酬に関する特例措置を廃止するものでございます。「議案第 32 号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」につきましては、後期高齢者医療に係る特別会計を設置し、愛生苑の民間移譲に伴い、養護老人ホーム運営事業特別会計を廃止するものでございます。「議案第 33 号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」につきましては、奨学資金の貸付枠を拡げ、貸付要件を緩和し、制度の充実を図るものでございます。

3 ページをお願いいたします。「議案第 34 号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例」につきましては、飯塚市立学校使用料条例の全部を改正し、学校施設の社会教育等の目的外使用について、公平な受益者負担、事務の統一により使用者の利便性向上を図るものでございます。「議案第 35 号 飯塚市学校給食センター条例の一部を改正する条例」につきましては、穎田学校給食センターを廃止し、飯塚学校給食センターに統合するものでございます。「議案第 36 号 飯塚市文化会館の管理の特例に関する条例」につきましては、飯塚市文化会館の管理について、指定管理者制度によらず、平成 20 年度中は直営により行う旨を規定するものでございます。「議案第 37 号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」につきましては、市立図書館穂波館、穎田館の休館日に関する規定を整備し、図書館運営協議会委員の定数を変更するものでございます。「議案第 38 号 飯塚市歴史資料館条例及び旧伊藤伝右衛門邸条例の一部を改正する条例」につきましては、歴史資料館、旧伊藤伝右衛門邸を月曜日に開館するなど、観光客等の回遊促進を図るものでございます。「議案第 39 号 飯塚市市民プール条例の一部を改正する条例」につきましては、施設の老朽化等により供用を停止していた穎田市民プールを廃止するものでございます。「議案第 40 号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例及び飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」につきましては、穂波地区の学童保育所を児童厚生施設として位置づけ、内野児童館を廃止し、放課後児童健全育成事業の利用時間等の規定の整備をするものでございます。

4 ページをお願いいたします。「議案第 41 号 飯塚市母子家庭等医療費の支給に関する条例及び飯塚市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、健康保険法等の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。「議案第 42 号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例」につきましては、後期高齢者医療に係る保険料、期別、事務取扱等の規定を整備するものでございます。「議案第 43 号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、国民健康保険法の改正に伴い、療養の給付に係る一部負担金の割合を、70 歳から 74 歳では 1 割から 2 割へ引き上げ、3 歳から就学前までは 3 割から 2 割へ引き下げを行い、特定健康診査等の開始により保険事業の見直しを行うものでございます。

「議案第 44 号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法施行令等の改正に伴い、税制改正の影響を受けた者に対し、18・19 年度に講じた介護保険料の激変緩和措置を 20 年度も講ずるものでございます。「議案第 45 号 飯塚市廃棄物の減量及び処

理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、一般廃棄物として排出された空き缶、空き瓶等の再生資源物について、その所有権を市に帰属させ、持ち去りを禁止するものでございます。「議案第 46 号 飯塚市暴走族等追放条例」につきましては、「飯塚市暴走族追放運動推進条例」の全部を改正し、暴走族等に対するあおり行為を禁止するなど、安全で平穏な市民生活を確保しようとするものでございます。「議案第 47 号 飯塚市農産物加工所条例の一部を改正する条例」につきましては、受益者負担の面から、庄内農産物加工所の豆腐工房、調理室の使用料を改定するものでございます。「議案第 48 号 内野宿友遊館「長崎屋」条例の一部を改正する条例」につきましては、旧伊藤伝右衛門邸等と連携して観光客の回遊促進を図るため、「長崎屋」の休館日を 変更するものでございます。

5 ページをお願いいたします。「議案第 49 号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」につきましては、小型自動車競走法の改正に伴い関係規定を整備し、勝車投票券の発売等の小型自動車競走の実施に関する事務を、経済産業大臣が競走実施法人として指定した法人に委託できるようにするものでございます。「議案第 50 号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、方面隊ごとに異なっていた消防団員の報酬額を統一するものでございます。

○ 総務部長

議案第 51 号、第 52 号の人事議案につきましては、任期満了に伴う「教育委員会委員」の選任について議会の同意を、また同じく任期満了に伴う「人権擁護委員」の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

また、報告第 1 号から第 4 号までは、「交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「住宅新築資金の返還請求に関する和解」、6 ページの「市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解の申立て」に係る専決処分について、また、報告第 5 号から第 8 号までは、土地開発公社、(財)都市施設管理公社、(財)教育文化振興事業団、(財)サンビレッジ茜の平成 19 年度予算の補正について、本会議最終日に報告を行うものでございます。

なお、専決処分の報告での個人情報の取扱いにつきましては、かねてから検討していたところではありますが、今議会の議案書から、個人情報の保護に配慮し、住所、氏名等の個人を特定する情報を記載しないこととしましたので、ご理解をお願いいたします。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。議案第 26 号飯塚市立病院事業会計予算書について、提出そのものについて 2、3 お尋ねしたいと思います。と申しますのは、市立穎田病院の平成 18 年度当初予算、その後の各補正予算について、先だって市議会において決算認定審査があったわけですね。その過程で、市立穎田病院の予算のたてかた、執行の仕方、決算の仕方について、重大な指摘がありましたね。厳しく言えば、非常に適当な当初予算がたてられて、補正を繰り返していくと、市としてはそういう議会の指摘に対して、まともな反省の答弁がなかった。こういうことを振り返ってみると、今回の議案第 26 号について、そういう反省の上になんてこの予算書が提出されておるのかどうか、非常に心配するわけです。市議会決算審査の過程での指摘を受けて、執行部のほうでどういう反省をして今回、予算書を提出しておるのか、そこのところを先ずお尋ねします。

○ 企画調整部長

飯塚市立病院につきましては、本年の 4 月 1 日から開設をいたします。この市立病院の運営にあたりましては、指定管理者制度を導入いたしまして、その中でも利用料金制というかたち

での制度で運営を行ってまいります。したがいまして、今回予算に計上しておりますのは、交付税のほうで算入されますこの金額を指定管理者のほうへ管理運営交付金というかたちで計上させていただいております。そういうことからしまして、ここでの予算については、国からの交付税でありまして、あと以外については全て指定管理者の責任のもとでこの市立病院を運営していくというかたちでございます。

○ 川上委員

質問の主旨は、そういうことを聞いているわけじゃないわけですよ。あなた方が決算認定議案出したじゃないですか。市立颯田病院について。市議会で、決算の過程で厳しい指摘を受けたでしょ、そこから何か反省することがあって、それを踏まえて今回の予算書が出されたかを聞いているわけです。

○ 企画調整部長

委員の皆様方ご存知のように、自治体病院を運営する上でかなり厳しいものがございます。そういうようなかたちで自治体病院を直営でやるということは、非常に極めて厳しい状況にありますものですから、今回市立病院の運営につきましては、そこらあたりを指定管理者制度で運営していただくというかたちでの運営の内容でございます。先ほどご答弁申し上げましたように、ここから生じます全ての使用料、利用料については、指定管理者の収入というかたちでこの病院を運営させていただきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

今のお話を聞いていますとね、市立颯田病院についてはあなた方は直営でやったわけですよ、それで議会で指摘されるような重大な問題があったと思うわけです。それは、反省したかどうか分からない、今の答弁ではね。ただ、今の答弁から見えてくるのは、あなた方は市立病院を責任をもって運営する自信がないと、だから4月スタートする市立病院については、地域医療振興協会に丸投げするんだと、責任は向こうにあるんだみたいな答弁ですよ。とんでもない答弁だと思うんだけど、それにしても市立颯田病院のときの最大の問題は、実現不可能な診療数、医業収入などを見込んでいたことですよ。承知の上で見込んだと思うんですね。当初予算たてたわけですよ。それで、今回の場合は予算書出しているわけだけど、そもそも病院の開設準備状況はどうなっておるのか。ここには、病床数250と書いているけど、診療科数は、どういうふうにしておるのか、この予算書の裏づけがあるのかないのか、開設状況それから診療科数などについてお尋ねします。

○ 企画調整部長

市立病院の開設状況でございます。この件につきましては、市立病院の開設に必要な医療法に基づきます医師の確保は出来ておりまして、去る2月の8日に病院の開設申請書を県に提出いたしましたところでございます。先ほど、ご答弁申し上げましたように、地方都市の医療機関の医師が不足しているという中で、指定管理者でございます地域医療振興協会につきましては、医師の確保に向けて懸命の努力をされております。またあわせまして、飯塚市も地域医療振興協会と協力しながら医師の確保に向けて現在も行っているところでございます。診療科目につきましては、議会の中でも報告いたしておりますように、4月1日には12診療科で、医療行為を行っていくと、いうことでは、間違いございません。しかながら、現状においては一部の診療科において、やや医師不足の分がございますが、それにつきましても協会及び飯塚市が一体となって、この医師確保に向けて更なる継続した努力を行っていく所存でございます。

○ 川上委員

重ねて言いますけど、颯田病院の時の教訓は何かを明らかにしておく必要があると思うんですよ。あなた方は、こういう予算書を提出するわけだけでも、今一部にと言われたんだけど、深刻な医師不足の状況のままあなた方は4月1日オープンだと考えているんですよ。脳外科だ

とか整形とかどうなんですか。メインでしょ、本来医業収益をあげていくうえでは、そういったところの医師が揃っていない可能性があるんだけど、そういう状況の中で予算書をたてるわけですよ。そうじゃないですか。これは、医師がいなければこういう医業収入入ってこないでしょう。今、医師がいなくて、揃ってないでしょ。そういう状況の中で、この予算書をたてたあなた方の責任と決意はどうなっているんですか。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 10:52

再 開 10:53

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

飯塚市立病院が開設できる医師の確保は出来ております。従いまして、この予算書もそれに基づいた予算を計上させていただいているということでございます。

○ 川上委員

時間の関係もあるでしょうから、端的に聞きますけども、そうするとこの予算書の中に、脳外科それから整形外科の医業収益は入れているんですか入っていないんですか。医者は、揃っていないでしょ。揃ってないけど、入れているのか入っていないのか、今後どうするつもりなのか、3月31日までに、そこを聞かせてください。それが明確になれば、この予算書の裏づけがあるということになるでしょう。主幹の答弁いらないので、部長の答弁求めます。

○ 企画調整部長

先ほどから、ご答弁申し上げてますように、飯塚市立病院を開設するための医療法に基づく医師の確保は出来ております。しかしながら、若干の診療科目において医師不足の部分がありますが、これにつきましては開設までに協会、それから市、これが一体となって医師確保に向けて努力していくというかたちでございました、この予算書もそれに基づきました適正な予算を計上いたしております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、議案の付託委員会について、事務局に説明させます。

○ 議事課長

議案の付託委員会についてご説明いたします。議案書をお願いいたします。先ず、平成19年度関係議案につきましては、議案第1号は、総務委員会に、2号は、厚生文教委員会に、3号及び4号は、総務委員会に、5号は、厚生文教委員会に、6号は、総務委員会に、7号及び8号は、建設委員会にそれぞれ付託していただいております。次に平成20年度関係議案につきましては、議案第9号は、のちほどご審議いただきます予算特別委員会に、10号から13号までの4件は、いずれも厚生文教委員会に、14号は総務委員会に、15号は、市民経済委員会に、16号は、厚生文教委員会に、17号及び18号は、市民経済委員会に、19号は、建設委員会に、20号及び21号は、市民経済委員会に、22号は、厚生文教委員会に、23号から25号までの3件は、いずれも建設委員会に、26号は、厚生文教委員会に、27号及び28号は、総務委員会に、29号は、市民経済委員会に、30号は、総務委員会に、31号は、市民経済委員会に、32号から44号までの13件は、いずれも厚生文教委員会に、45号から49号までの5件は、いずれも市民経済委員会に、50号は、総務委員会にそれぞれ付託していただいております。次に人事議案であります議案第51号及び52号の2件につきましては、最終日に上程し、提案理由説明のち、委員会付託省略を諮ったのち

質疑、討論、採決としていただいております。最後に、報告事項第1号から8号までの8件につきましても最終日に報告、質疑をいただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案の付託委員会については、そのように決定いたしました。次に、予算特別委員会の設置について事務局に説明させます。

○ 議事課長

一般会計当初予算につきましては、特別委員会を設置して付託するということが申し合わせで決定されております。従いまして、この申し合わせに添って、予算特別委員会を設置していただいております。なお、特別委員会の名称は、「平成20年度一般会計予算特別委員会」、委員定数は15人としていただいておりますので、併せてご審議方よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。事務局説明のとおり予算特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決定いたしました。次に、特別委員会の名称は、平成20年度一般会計予算特別委員会とし、委員定数は15名とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称及び委員定数はそのように決定しました。次に、委員の人員割割について、事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元に配布しております特別委員会設置(案)をお願いいたします。委員の人員割振りにつきましては、2人以上の会派から正・副議長、監査委員を除き2人につき1名を選出していただき、人選届け出期限につきましては、案件に記載しておりますとおり、2月29日・金曜日の午後5時までとし、特別委員会の設置につきましては、一般質問最終日に予定しております議案の委員会付託の際、議長の発議によりまして設置を諮っていただいておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。委員の人員割振りについては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、委員の人員割振りについては、そのように決定いたしました。次に、人選の届出期限は、2月29日金曜日午後5時まで、特別委員会の設置時期は、3

月6日木曜日あるいは3月7日金曜日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、人選の届出期限及び特別委員会の設置時期は、そのように決定しました。次に、会期及び会議予定について事務局に説明させます。

○ 議事課長

会期及び会議予定について説明いたします。お手元に配付しております「平成20年第1回飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。まず、会期につきましては、2月20日から3月19日までの29日間を考えております。次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程(案)のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、会期及び会議予定についてはそのように決定しました。

次に、一般質問、代表質問及び平成20年度関係議案への質疑通告、ならびに意見書(案)、請願の追加の提出期限について事務局に説明させます。

○ 議事課長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切日は、申し合わせのとおり、招集日の翌日であります2月21日木曜日の午後5時までに、また、代表質問の通告締切日は、施政方針説明日の翌日であります2月26日火曜日の午後5時までと考えております。次に、平成20年度関係議案に対する質疑通告締切り及び意見書案・請願(追加分)の提出締切りは、3月3日月曜日午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

なお、平成19年度関係議案に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

今、課長が一番最後に言われましたを聞き漏らしましたので、もう一度お願いたします。

○ 議事課長

平成19年度の関係議案に対する質疑通告でございますけれども、初日に説明いたします関係上、日程の関係で質疑通告は行いませんということで、ご説明いたしております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。一般質問、代表質問及び平成20年度関係議案への質疑通告、ならびに意見書(案)、請願の追加の提出期限については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の議会運営委員会は、3月5日(水)の本会議終了後に開催したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。